

制度 種類 融資	資金名	融資対象者	融 資 条 件								申込先	金融機関	
			資金用途	融資限度	融資利率		融資期間	償還方法	保証人	担保の可否			信用保証の要否 (保証料率)
					責任共有利率	責任共有外利率							
一 般 融 資	一般資金	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次に掲げる施設・設備の改善を行うため資金を必要とするもの又は運転資金若しくは借換資金を必要とするもの (1) 工場、店舗、倉庫等の建物の新築、増築、改築又は改装 (2) 事業の用に供するための既存建物の取得 (3) 構築物、機械、装置等の新設、増設、更新又は改造	設備資金 運転資金 借換資金	設備資金 80,000,000円 運転資金 50,000,000円 借換資金 80,000,000円	年1.45% 年1.30%	設備資金 12年以内 運転資金 7年以内 借換資金 10年以内	設備資金 1年以内据置き 元金均等月賦 運転資金 6箇月以内据置き 元金均等月賦 借換資金 1年以内据置き 元金均等月賦	法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則として不要	取扱金融機関又は保証協会の決定による。	要 (年0.4%以上 1.7%以下)	商工会議所 商工会 島根県中小企業 団体中央会(以下「中央会」という。) 島根県商工会 連合会(以下「商工 会連合会」とい う。) 公益財団法人し まね産業振興財 団(以下「産業振 興財団」という。)	普通銀行 株式会社商工組合 中央金庫(以下「商 工中金」という。) 信用金庫 信用協同組合 (以下「信用組合」と いう。) 農業協同組合 (以下「JAしまね」と いう。) 漁業協同組合JFし まね(以下「JFしま ね」という。)	
	小規模企業 特別資金	小規模企業者(中小企業者又は医業を主たる事業とする中小特定非営利活動法人であって、信用保証協会の保証付融資残高と本資金の新規申込額との合計が20,000,000円以内となるものに限る。)であって、施設・設備の改善を行うため資金を必要とするもの又は運転資金を必要とするもの	設備資金 運転資金	20,000,000円 ただし、既存の信用保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)がある場合は、それとの合計額が20,000,000円に達するまでの額	— 年1.20%	10年以内	1年以内据置き 元金均等月賦	法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則として不要	原則として不要	要 (年0.2%以上 1.2%以下)	商工会議所 商工会	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 JAしまね JFしまね	
	小規模企業 育成資金	小規模企業者であって、施設・設備の改善を行うため資金を必要とするもの又は運転資金を必要とするもの	設備資金 運転資金	20,000,000円 ただし、小規模企業特別資金の融資残高がある場合は、それとの合計額が20,000,000円に達するまでの額	年1.35% 年1.20%	10年以内	1年以内据置き 元金均等月賦	法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則として不要	原則として不要 ただし、保証協会における既融資残高との合計が30,000,000円を超える場合は取扱金融機関又は保証協会の決定による。	要 (年0.2%以上 1.2%以下)	商工会議所 商工会 中央会 商工会連合会 産業振興財団	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 JAしまね JFしまね	

制度の種類 融資	資金名	融資対象者	融 資 条 件								申込先	金融機関	
			資金用途	融資限度	融資利率		融資期間	償還方法	保証人	担保の要否			信用保証の要否 (保証料率)
					責任共有利率	責任共有外利率							
特別	創業者支援資金	次の対象者のいずれかに該当し、創業のための資金を必要とするもの (1) 新たに事業を開始する計画を有する個人 (2) 新たに中小企業者である会社を設立し事業を開始する計画を有する個人 (3) 新たに中小企業者である会社を設立し事業を開始する計画を有する中小企業者である会社 (4) 事業実績が少ない等の理由により実質的に(1)から(3)までに掲げる者に準ずるものとみなされる中小企業者、組合若しくは中小特定非営利活動法人	設備資金 運転資金	設備資金 50,000,000円 運転資金 30,000,000円 ただし、融資対象者の欄(1)及び(2)に掲げる者については、設備資金と運転資金との合計額として、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第129条第1項に規定する創業関連保証(同条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係わるものを含む。以下「創業関連保証」という。)の保証限度額とする。	年1.25% 年1.10%	設備資金 12年以内 運転資金 10年以内	2年以内据置き 元金均等月賦	法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則として不要	取扱金融機関又は保証協会の決定による。	要 (年0.2%以上 1.5%以下)	商工会議所 商工会 中央会 商工会連合会 産業振興財団	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 JAしまね JFしまね	
	新事業展開強化資金	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次に掲げるいずれかの事業を行うため資金を必要とするもの (1) 特別の法律等に基づき承認、認定等を受けて実施する事業 (2) 県の中長期的な施策に関連する事業で研究開発支援に関連する事業のうち別に定める要件に該当するもの (3) 技術又は事業の新規性が認められる事業 (4) 収益体質の強化となる計画を策定し、商工会議所等の確認を受けており、かつ商工会議所等の指導機関の指導を継続して受けて実施する事業 (5) その他知事が特に認めた事業	設備資金 運転資金	設備資金 80,000,000円 運転資金 50,000,000円	年1.35% 年1.20%	設備資金 12年以内 運転資金 10年以内	1年以内据置き 元金均等月賦	法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則として不要	取扱金融機関又は保証協会の決定による。	要 (年0.4%以上 1.7%以下)	商工会議所 商工会 中央会 商工会連合会 産業振興財団	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 JAしまね JFしまね	
融	「融資対象者」欄の(1)から(3)及び(5)に該当する内容は概ね次のとおり (詳細は規定集の審査運用基準を御参照ください。)												
資	(1)に該当する「法律等」		(2)に関連する内容		(3)に関連する新規性			(5)に該当するもの					
	(ア)下請中小企業振興法 (イ)中小企業等経営強化法 (ウ)産業競争力強化法 (エ)中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関する法律 (オ)中小企業地域資源活用促進法 (カ)従前特別目的資金等により対象となっていた法律		企業変革に向けての新商品又は新技術の研究開発		(ア)他で利用されていない知的所有権 (イ)補助金の交付を受けて開発した技術 (ウ)公的試験研究機関等が確認 (エ)公的試験研究機関等の技術移転等 (オ)保証協会の新事業認定審査会の認定			(ア)ISOの取得に取り組む事業(ISO14001を除く。) (イ)HACCPの導入に取り組む事業 (ウ)経営革新計画を策定して実施する事業 (エ)その他必要と認められるもの					

制度 種類 融資	資金名	融資対象者	融 資							信用保証の要否 (保証料率)	申込先	金融機関	
			資金使途	融資限度	融資利率		融資期間	償還方法	保証人				担保の要否
					責任共有利率	責任共有外利率							
特 別 融 資	経営改善長期借換資金	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次の要件の全てに該当し、経営改善に取り組むために既往借入金の借換資金を必要とするもの (1) 商工会議所等の指導機関の指導を受け、経営の改善に係る計画を作成していること。 (2) 商工会議所等の指導機関の指導を継続して受ける体制が確保されていること。 (3) 取引金融機関等の支援体制が確保されていること。	運転資金	280,000,000円	年1.55%	年1.40%	15年以内	1年以内据置き原則として元金均等月賦	法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則として不要	取扱金融機関又は保証協会の決定による。	要 (年0.4%以上1.7%以下)	商工会議所 商工会中央会 商工会連合会 産業振興財団	普通銀行 工商中金 信用組合 JAしまね
	収益力改善伴走支援型特別資金	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次の要件のいずれかに該当し、作成した経営行動計画に従って金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組むもの (1) 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。)第2条第5項の規定による認定(同項第4号に該当する者に限る。)を受けていること。 (2) 保険法第2条第5項の規定による認定(同項第5号に該当する者に限る。)を受けていること。 (3) 売上高又は利益率が前年に比べ5パーセント以上減少していること。 (4) 激震災害(激震災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)に基づいて指定された令和6年能登半島地震による災害に限る。)について、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激震災害を受けたこと。	設備資金 運転資金	100,000,000円	年1.40%	年1.25%	10年以内	5年以内据置き元金均等月賦ただし、融資期間が1年以内の場合は、一括償還の方法によることができる。	法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則として不要	取扱金融機関又は保証協会の決定による。	要 (融資対象者の欄(1)、(2)及び(4)に該当する者については年0.85%(借入時については一律年0.2%)、同欄(3)に該当する者については年0.45%以上2.2%以下(借入時については年0.2%以上1.15%以下))	商工会議所 商工会中央会 商工会連合会 産業振興財団	普通銀行 工商中金 信用組合 JAしまね
	経営改善サポート資金	中小企業者又は組合であって、産業競争力強化法第134条に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行うもの	設備資金 運転資金	280,000,000円	年1.65%	年1.50%	15年以内	5年以内据置き元金均等月賦ただし、融資期間が1年以内の場合は、一括償還の方法によることができる。	法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則として不要	取扱金融機関又は保証協会の決定による。	要 (責任共有の場合にあっては年0.8%、責任共有外の場合にあっては年1.0%(借入時については一律年0.2%))	商工会議所 商工会中央会 商工会連合会 産業振興財団	普通銀行 工商中金 信用組合 JAしまね
	再生支援資金	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、市中金融機関からの一般の融資を受けることは困難であるが、次の要件の全てに該当し、再生のための資金を必要とするもの (1) 再生の見込みのある企業として、商工会議所又は商工会連合会の商工調停士の推薦を受けていること。 (2) 取引金融機関等の支援体制が確保されていること。	運転資金	50,000,000円	年2.25%	年2.10%	10年以内	1年6箇月以内据置き元金均等月賦	法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則として不要	取扱金融機関又は保証協会の決定による。	要 (年0.2%以上1.5%以下)	商工会議所 商工会中央会 商工会連合会 産業振興財団	普通銀行 工商中金 信用組合 JAしまね

制度 種類 融資	資金名	融資対象者	融 資 条 件								申込先	金融機関	
			資金使途	融資限度	融資利率		融資期間	償還方法	保証人	担保の要否			信用保証の要否 (保証料率)
					責任共有利率	責任共有外利率							
緊 急	セーフティ ネット資金	中小企業者、組合又は中小特定非 営利活動法人であって、次の要件のい ずれかに該当し、経営の安定に支障を 生じているもの (1) 指定再生手続開始申立等事業 者に対する債権(売掛金(役務の提 供による営業収益で未収のもの を含む。)又は前渡金に係る返還請 求権をいう。)の回収に困難を来し ているもの (2) 指定事業活動制限事業者との直 接取引又は間接取引の連鎖の関 係にあり、売上高等の減少している もの (3) 指定地域内において1年以上継 続して事業を行っており、指定事業 活動制限事業者の影響により、売 上高等の減少しているもの (4) その他、保険法第2条第5項各号 又は第6項のいずれかに該当し、 経営の安定に支障を生じているも の	運転資金	80,000,000円	年1.35 ^年 ₁₀₀	年1.20 ^年 ₁₀₀	8年以内	1年以内据置き 元金均等月賦	法人 取扱金融機 関又は保証協会の 決定による 個人 原則として 不要	取扱金融機関 又は保証協会 の決定による。	要 (年0.4 ^年 ₁₀₀ 以上 1.7 ^年 ₁₀₀ 以下)	商 工 会 議 所 商 工 会 会 中 央 会 信 商 工 会 連 合 信 産 業 振 興 財 団 J A し ま J F し ま	普 通 銀 行 商 工 中 金 信 用 庫 組 合 ね J A し ま J F し ま
	災害復旧資 金	中小企業者、組合又は中小特定非 営利活動法人であって、次の要件のい ずれかに該当するもの (1) 災害により、直接被害を受けた もの (2) 災害によって売上の減少等の 間接的な被害を受けたもの	設備資金 運転資金	設備資金 50,000,000円 運転資金 30,000,000円	年1.35 ^年 ₁₀₀	年1.20 ^年 ₁₀₀	12年以内	2年以内据置き 元金均等月賦	法人 取扱金融機 関又は保証協会の 決定による 個人 原則として 不要	原則として不要	要 (年0.4 ^年 ₁₀₀ 以上 1.7 ^年 ₁₀₀ 以下)	商 工 会 議 所 商 工 会 会 中 央 会 信 商 工 会 連 合 信 産 業 振 興 財 団 J A し ま J F し ま	普 通 銀 行 商 工 中 金 信 用 庫 組 合 ね J A し ま J F し ま
資	災害対策特 別資金	中小企業者、組合又は中小特定非 営利活動法人であって、次のいずれか の災害により早急な金融対策が必要と 知事が認めたもの (1) 激甚災害に対処するための特 別の財政援助等に関する法律 の適用を受けた災害 (2) 災害救助法の適用を受けた災害 (3) その他知事が認めた災害	その都度知事が別に定めるところによる。									普 通 銀 行 商 工 中 金 信 用 庫 組 合 ね J A し ま J F し ま	
	経済変動等 資金	経済環境の著しい変動等により県内 中小企業の経営の安定に著しい支障 を来すおそれがあり、早急な金融対策 が必要と知事が認めたもの	その都度知事が別に定めるところによる。									普 通 銀 行 商 工 中 金 信 用 庫 組 合 ね J A し ま J F し ま	

- 注1 経営改善長期借換資金及び新事業展開強化資金の取扱期間は令和7年3月31日保証承諾分までとし、収益力改善伴走支援型特別資金の取扱期間は伴走支援型特別保証制度(伴走支援型特別保証制度要綱(20210310中庁第2号)に規定する「伴走支援型特別保証制度」をいう。以下同じ。)の取扱期間内の保証申込分までとし、経営改善サポート資金の取扱期間は事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度(事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度要綱(20210310中庁第2号)に規定する「事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)」をいう。以下同じ。)の取扱期間内の保証申込分までとする。ただし、収益力改善伴走支援型特別資金の融資対象者のうち(4)に該当する者に係る取扱期間は、激震災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条第1項に規定する災害関係保証(令和6年能登半島地震に係るものに限る。)の適用期限までの融資実行分までとする。
- 2 保証人は、次の各号に定める者を選任するものとする。
- (1) 法人の場合にあつては、必要に応じて次のいずれかに該当する者
- ア 代表者又は組合役員
 - イ 実質的な経営権を持つ者、営業許可名義人又は代表者の配偶者(当該代表者と共に当該事業に従事する配偶者に限る。)
 - ウ 代表者に健康上の理由がある場合は、事業承継予定者
 - エ 積極的に連帯保証の申出がある場合は、事業協力者又は支援者
- (2) 個人の場合にあつては、必要に応じて次のいずれかに該当する者
- ア 実質的な経営権を持つ者、営業許可名義人又は経営者本人の配偶者(当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。)
 - イ 経営者本人に健康上の理由がある場合は、事業承継予定者
 - ウ 積極的に連帯保証の申出がある場合は、事業協力者又は支援者
- 3 次の各号に定める保証の対象となる融資については、責任共有制度の対象外となるため「責任共有外利率」を適用し、これ以外の融資については責任共有制度の対象となるため「責任共有利率」を適用するものとする。(小規模企業特別資金を除く。)
- (1) 保険法第3条の3に規定する特別小口保険に係る保証
 - (2) 保険法第12条に規定する経営安定関連保証(保険法第2条第5項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかの事由に該当することについて市町村長の認定を受けた特定中小企業者に係るものに限る。)
 - (3) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条第1項に規定する災害関係保証
 - (4) 創業関連保証
 - (5) 保険法第3条の9に規定する事業再生保険に係る保証
 - (6) 信用保証協会の有する求償権を消滅させることを目的とした保証
 - (7) 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法(平成10年法律第151号)第3条第1項に規定する破綻金融機関等関連特別保険に係る保証及び同法第4条第1項に規定する破綻金融機関等関連特別無担保保険に係る保証
 - (8) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第128条第1項に規定する東日本大震災復興緊急保証
 - (9) 経営力強化保証制度要綱(20120918中庁第1号)に規定する経営力強化保証制度に係る保証(責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金(平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込み受付した保証であつて保証割合が100パーセントの保証を含む。)を借り換える場合(信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。))に限る。)
 - (10) 事業再生計画実施関連保証制度要綱(20140114中庁第2号)に規定する事業再生計画実施関連保証制度に係る保証(責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金(平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込み受付した保証であつて保証割合が100パーセントの保証を含む。)を借り換える場合(信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。))に限る。)
 - (11) 保険法第15条に規定する危機関連保証
- 4 小規模企業特別資金は、国の全国統一の保証制度である「小口零細企業保証制度」の対象であることから責任共有制度の対象外となる。
- 5 保証料率とは、保証委託の対価として計算される保証料を、貸付金額に対する率で表示したものである。
- 6 国の全国統一の保証制度である伴走支援型特別保証制度に係る保証は、収益力改善伴走支援型特別資金についてのみ適用する。
- 7 国の全国統一の保証制度である事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度に係る保証は、経営改善サポート資金についてのみ適用する。
- 8 収益力改善伴走支援型特別資金及び経営改善サポート資金について、経営者保証免除対応を適用する場合においては、保証料率に年0.2パーセントを上乗せする。ただし、借入時の保証料率については、上乗せしない。
- 9 事業者選択型経営者保証非提供制度要綱(20240115中庁第15号)に規定する事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合においては、同要綱の規定により各資金の保証料率に年0.25パーセント又は年0.45パーセントを上乗せする。